

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定

令和8年4月分からの手当月額が次のとおり改定されました。

令和8年4月から		
①児童扶養手当		
児童1人	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040円～11,340円
児童2人目以降の加算額	全部支給	11,350円
	一部支給	11,340円～5,680円
②特別児童扶養手当		
1級		58,450円
2級		38,930円
③特別障がい者手当		
30,450円		
④障がい児福祉手当		
16,560円		
⑤経過的福祉手当		
16,560円		

問合せ ①② 保健福祉課(子育て支援) 5階52番窓口 ☎06-6659-9824
 ③④⑤ 保健福祉課(地域福祉) 5階51番窓口 ☎06-6659-9857

犬や猫を愛する皆さんへ 4月は「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」です

世の中は動物を好きな人ばかりではありません。動物が命あるものであることにかんがみ、人と動物の共生に配慮し、他人に迷惑をかけないよう適正飼養に努めましょう。

- ・トイレトレーニングをしましょう。
- ・鳴き声を防止しましょう。
- ・無責任な放し飼いはやめましょう。
- ・不妊・去勢手術をしましょう。
- ・愛情と責任をもって終生飼いましょう。
- ・飼犬は登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

問合せ 保健福祉課(地域保健) 2階21番窓口 ☎06-6659-9973

子ども・子育て支援金制度が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、子ども・子育て支援施策に係る財源の一部に充てるため、医療保険の被保険者や事業主の方々を含む全世代から医療保険料とあわせてお支払いいただく仕組みとなっています。国民健康保険においても令和8年度から、従来の医療分、後期高齢者支

金分、介護分に加えて、子ども・子育て支援納付金分が保険料に加わります。また、後期高齢者医療制度においても従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援納付金分が保険料に加わります。

問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険) 6階61番窓口 ☎06-6659-9956

国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

①令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)の保険料

○国民健康保険(6月に決定)

- ・6月中旬に世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。
- ・口座振替や納付書などでお支払いの世帯の方は1年間分の保険料を6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。
- ・年金からお支払いの世帯の方は1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支払いいただきます。
- ・新年度の保険料は、6月1日(月)から相談できます。(6月中旬以降は窓口が大変混雑し、相当な待ち時間が発生します。)
- ・決定通知書の主な内容を点字文書にして同封することができます。視覚障がいのある世帯主の方でご希望の方は電話でお申し込みください。

○後期高齢者医療(7月に決定)

- ・7月中旬にご本人へ「後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。

- ・口座振替や納付書などでお支払いの方は1年間分の保険料を7月から翌年3月までの9回で納付していただけます。
- ・年金からお支払いの方は1年間分の保険料を年6回の年金支払月にお支払いいただけます。

②国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のための所得申告書をご提出ください

所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられませんが(同一世帯内の被保険者と世帯主の収入が判明する必要があります)。税の申告が不要な場合でも、所得の申告を行う必要があります。

所得がないなど市・府民税の申告の必要のない方で、「国民健康保険料のための所得申告書」または「後期高齢者医療保険料のための所得申告書」が届いている方は、お早めに提出をお願いします。

問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険) 6階61番窓口 ☎06-6659-9956

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)へ

○介護保険料決定通知書を送付します

口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問合せ 保健福祉課(介護保険) 5階51番窓口 ☎06-6659-9859

あなたが抱えている生活の不安や心配をお聞かせください！ ひとりで悩まずご相談ください！ 生活自立相談支援窓口「はぎさぼーと」

- 住むところがない、家賃が払えない・・・
- 仕事が見つからない・・・
- 家族のことで悩んでいる・・・
- 社会に出るのがこわい・・・ など

あなたのその悩み、「はぎさぼーと」と一緒に解決しましょう！

相談は無料、秘密は厳守します。

おひとりで抱え込まず、まずは話してみませんか？

問合せ はぎさぼーと (西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同体) 6階64番窓口 ☎06-6115-8070



受付 6階エレベーター降りて正面

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ 各種保健事業を実施しています

後期高齢者医療健康診査

生活習慣病や加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックをします。4月下旬以降に「健康診査受診券」を送付します(年度途中で75歳になる方には、誕生日の翌月に送付します)。受診の際は受診券とマイナ保険証(または資格確認書)を忘れず

にお持ちください。

後期高齢者医療歯科健康診査

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをします。4月下旬以降に「歯科健康診査のお知らせ」を送付します(年度途中で75歳になる方には、誕生日の翌月に送付します)。受診の際は、マイナ保険証(または資格確認書)を忘れずにお持ちください(受診券はありません)。

※病院・診療所に6か月以上継続して入院中の方、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所・入居している方は健康診査・歯科健康診査の対象外です。

人間ドック費用の一部助成 (年度中1回 上限26,000円)

人間ドックを受診したときの費用の一部を助成します。いったん費用を全額負担いただいた後、保険年金担当(6階61番窓口)に申請してください。

【申請に必要なもの】

受診した人間ドックの領収書、検査結果通知書一式(コピー可)、マイナ保険証(または資格確認書)、口座情報の分かるもの、申請書(申請時にお渡しします)

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者のご自身で記入されない場合は、申請者の印鑑が必要です。

※検査結果通知書の写しの提出に応じられない場合は、提出先の窓口にお申し出ください。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031



令和8年度 西成区運営方針

次の100年に向け、新たなスタート(リボン)を切るにあたり、「人情のまち 西成区」という強みを生かし、人と人とのつながりを大切に、みんなが笑顔で暮らしやすいまちをめざします。

若い人や子育て世帯を呼び込み、活力あるまちをつくるため、3本柱で施策を進めます。

1 子どもの夢がひろがるまち

すべての子どもが学び、健やかに成長することができるまちをつくりまします。

主な事業 「外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業」「プレーパーク事業」 など



2 人と人がつながりにぎわうまち

多くの人が魅力を感じ、ずっと住みたい、行ってみたいと感じるまちをつくりまします。

主な事業 「地域コミュニティ支援事業」「西成区地域福祉推進事業」 など



3 みんなが安心して暮らせるまち

大規模地震などの自然災害への備え、多様化する犯罪への対応に向けた体制をつくり、安心して暮らせるまちをつくりまします。

主な事業 「防犯対策事業」「結核対策事業」 など



2 「にしなり我が町」は、原則毎月1日(新聞休刊日は翌日)に新聞(朝日・毎日・読売・産経・日本経済)の朝刊折込でお届けしています。新聞を購読していない方で配送を希望する場合は総務課(7階72番窓口 ☎06-6659-9683 ☎06-6659-2245)にお申し込みください。音声版・点字版もあります。詳しくはホームページをご覧ください。

